

答 申 書

平成 2 0 年 1 1 月 6 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

米子市指定管理者候補者選定委員会

委員長 片 木 克 男

平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日付け発米総管第 1 5 0 号諮問書により貴職から諮問を受けた「市長の所管に属する公の施設の指定管理者の候補者の選定について」、本選定委員会は、諮問書別紙により示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）及び関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

諮問の内容

貴職が指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）のとおり指定管理者の候補者として選定しようとする法人等が、その対象となる公の施設の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議を行うこと。

調査審議の方法

本選定委員会は、諮問書により貴職が示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の選定過程について、法人等が提出した事業計画書等及び貴下所管部局が作成された指定管理者候補者選定基準・評定票を確認することにより、当該選定過程の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、当該候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査審議を行った。

答 申

貴職が示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）に係るいずれの法人等についても、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおり、1つの法人等を候補者案としている場合はその者と、複数の法人等に優先交渉権の順位付けをしている場合は順位の高い者と、それぞれ指定の条件等の細部を協議し、協議が整ったものを指定管理者の最終的な候補者とすることが適当と考える。

貴職におかれては、以上の答申の内容を尊重されて、決定されたい。

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

【整理番号 1】

1 施設の名称	米子国際会議場
2 選定の方法	公募により選定 認定法人等を選定 特定の法人等を選定
3 選定（諮問）の形態	一つの法人等を選定 複数の法人等に優先交渉権を順位付け（当該順位に基づき法人等と協議し、協議が整ったものを最終的に選定）
4 応募件数及び応募者の名称	非公募
5 答申の区分	市の案を了承 市の案を了承の上、意見を具申 市の案を修正
6 候補者案又は優先交渉権の順位付け	[候補者案] ・鳥取県が米子コンベンションセンターの指定管理者に指定する法人等（財団法人とっとりコンベンションビューローの予定）
7 認定法人等又は特定の法人等を選定する場合は、その理由	米子国際会議場は米子コンベンションセンターの一部であり、他の部分は県が設置管理しているが、県では当該部分の管理に指定管理者制度を適用することとしていることから、米子国際会議場の管理を県と異なる者に行わせることになれば施設管理（委託経費、利用許可、施設保全の面）上適当でないため。

（経済部観光課）

【整理番号 2 - 】

1 施設の名称	米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場、米子駅前地下駐輪場
2 選定の方法	公募により選定 認定法人等を選定 特定の法人等を選定
3 選定（諮問）の形態	一つの法人等を選定 複数の法人等に優先交渉権を順位付け（当該順位に基づき法人等と協議し、協議が整ったものを最終的に選定）
4 応募件数及び応募者の名称	2 件 ・株式会社ジェイアール西日本米子メンテック ・星光ビル管理株式会社

5 答申の区分	市の案を了承 市の案を了承の上、意見を具申 市の案を修正
6 候補者案又は 優先交渉権の順 位付け	[優先交渉権の順位付け] ・ 星光ビル管理株式会社 (第 1 順位) ・ 株式会社ジェイアール西日本米子メンテック (第 2 順位)

(建設部維持管理課)

答 申 書

平成 2 0 年 1 1 月 6 日

米子市教育委員会

委員長 田 口 立 身 様

米子市指定管理者候補者選定委員会

委員長 片 木 克 男

平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日付け発米教総第 4 0 号諮問書により貴委員会から諮問を受けた「教育委員会の所管に属する公の施設の指定管理者の候補者の選定について」、本選定委員会は、諮問書別紙により示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）及び関係資料の厳正なる調査審議を行い、この程結論を得るに至ったので、次のとおり答申する。

諮問の内容

貴委員会が指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）のとおりに指定管理者の候補者として選定しようとする法人が、その対象となる公の施設の管理を適正に行うことができるものであるかどうか調査審議を行うこと。

調査審議の方法

本選定委員会は、諮問書により貴委員会が示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）の選定過程について、法人が提出した事業計画書等及び貴下所管部局が作成された指定管理者候補者選定基準・評定票を確認することにより、当該選定過程の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、当該候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか調査審議を行った。

答 申

貴委員会が示された指定管理者候補者案（選定委員会諮問案）に係る法人については、その対象となる公の施設の管理に著しく適正を欠く面は認められなかった。

したがって、別紙の指定管理者候補者案（選定委員会答申）のとおり、当該候補者案としている者と指定の条件等の細部を協議し、協議が整った場合、これを指定管理者の最終的な候補者とするのが適当と考える。

貴委員会におかれては、以上の答申の内容を尊重されて、決定されたい。

指定管理者候補者案（選定委員会答申）

【整理番号 3 - 】

1 施設の名称	米子市歴史館（米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館、米子市淀江歴史民俗資料館、
2 選定の方法	公募により選定 認定法人等を選定 特定の法人等を選定
3 選定（諮問）の形態	一つの法人等を選定 複数の法人等に優先交渉権を順位付け（当該順位に基づき法人等と協議し、協議が整ったものを最終的に選定） その他
4 応募件数及び応募者の名称	非公募
5 答申の区分	市の案を了承 市の案を了承の上、意見を具申 市の案を修正（ 選定基準・評定票 候補者案等）
6 候補者案又は優先交渉権の順位付け	[候補者案] 株式会社エパークリーン
7 認定法人等又は特定の法人等を選定する場合は、その理由	<p>米子市歴史館は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、「株式会社エパークリーン」及び「株式会社中国ビルサービス」を構成団体とする「エパー・中ビル共同企業体」を指定管理者に指定し、その管理を行わせることとしてきたが、当該企業体から、平成20年12月31日をもって解散（株式会社中国ビルサービスの脱退）する旨の届出があるととも、これに伴い、指定管理者の指定の取消しの申出があったことから、市は、同日をもって当該指定を取り消すこととした。</p> <p>今後、市は、平成21年1月1日以後の新たな指定管理者を速やかに指定する必要があるため、特定の法人等の選定により、これを行うものとする。</p> <p>「株式会社エパークリーン」は、これまで共同企業体の中心的な構成団体（管理業務の9割を分担）として、管理業務を適切かつ円滑に遂行してきており、その実績及び能力を考慮し、当面、当初の指定の期間の残存期間に相当する平成21年1月1日から平成23年3月31日までの間、改めて単独で指定管理者に指定し、管理業務を行わせることが、施設管理上最も適切である。</p>

（教育委員会事務局文化課）

（注）整理番号は、米子市指定管理者候補者選定委員会における調査審議上、便宜的に付したものです。